

### 3 住宅の耐震改修工事に伴う固定資産税の減額について

昭和57年1月1日以前からある住宅に、平成18年から平成27年までの間に、一定の耐震改修工事を行った場合、申告により翌年度から一定期間の固定資産税の減額を受けられる場合があります。

減額の要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一戸あたり工事費用が30万円以上であること</li> <li>● 専用住宅 共同住宅 併用住宅（ただし、居住部分の割合が2分の1以上あること）</li> </ul>
減額の期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成18年～平成21年までの改修工事 → 3年度分</li> <li>● 平成22年～平成24年までの改修工事 → 2年度分</li> <li>● 平成25年～平成27年までの改修工事 → 1年度分</li> </ul>
減額される範囲と固定資産税の減額率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居住部分の床面積 減額率</li> <li>① 120平方メートル以下 → 2分の1</li> <li>② 120平方メートル超 → 120平方メートル相当分について2分の1</li> </ul>
耐震基準適合証明書	<p>現行耐震基準に適合した工事であることの証明を次のいずれかから受けていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体（浦添市建築課）</li> <li>● 建築士</li> <li>● 指定確認検査機関</li> <li>● 登録住宅性能評価機関</li> </ul>

#### 減額を受けるための手続

耐震改修工事の完了後3か月以内に次の書類を添えて資産税課家屋係へ申告してください。

- ① 住宅の耐震改修に係る固定資産税の減額申告書
- ② 耐震基準適合証明書
- ③ 耐震改修工事に要した費用を証する書類（領収書など）
- ④ 耐震改修工事の内容がわかる書類の写し（明細書や写真など）

※申告にあたっては、事前に資産税課・家屋係へお問い合わせください。

※申告書等については、浦添市ホームページからもダウンロードできます。（サイト内検索「耐震改修」）

### ～ 固定資産税の課税誤りについて（おわび）～

先日新聞で報道された課税誤りについては、納税者の皆様に多大なご迷惑をお掛けし、改めて深くおわび申し上げます。

今回の課税誤りは、住宅用地でありながら小規模住宅用地の特例（評価額の6分の1を課税標準額とする。）が適用されず、事務所や店舗と同様の非住宅用地として、本来の税額より高めに課税したものです。現在、そのほとんどについて調査を終え、市の規則に従い払い戻しの手続きを進めております。

今後は、関係機関との連携を密にし、事務処理をより適正に行うよう努めてまいります。引き続き市の税務行政へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

#### 休日納税・納付相談

今月の相談日は**9月18日（日）**です。

時間：午前9時～午後5時

場所：納税課（市役所2階）

お気軽にご利用・お問い合わせください。

※対象は、市県民税、固定資産税、軽自動車税です。

納税課 ☎876-1234（内線2315・2318）

#### 手数料改定

手数料条例の改定に伴い、10月1日から  
税務証明書においても交付手数料が変わります。

**1件につき 200円 → 300円**

詳しくは浦添市ホームページをご覧ください。  
市民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

# 市税だより



#### 問い合わせ

- 個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること……市民税課
- 固定資産税（土地、家屋および償却資産）の賦課に関すること……資産税課
- 市税の徴収や納税相談等に関すること……納税課

☎ 876-1234

内線(2211～2217)

内線(2261～2265)

内線(2315・2318)

今月の市税だよりは、平成23年度税制改正および固定資産税についてお知らせします。

### ■ 平成23年度税制改正について

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」の成立に伴い浦添市税条例の一部改正が行われましたので、主な内容をお知らせします。

#### ① 個人住民税

- 1) 寄付金税額控除の適用下限額の引下げ

**5,000円 → 2,000円**

（平成23年1月1日の寄付金からの対象）

- 2) 上場株式等の軽減税率の期間延長

#### ② 個人住民税・固定資産税・軽自動車税等

不申告等に関する過料の上限の引上げ

**3万円 → 10万円**

（平成23年8月30日以後の違反行為について適用）

### ■ 固定資産税のお知らせ

#### 1 冷蔵倉庫用家屋について

固定資産評価基準の改正により、平成24年度から「冷蔵倉庫用のもの（保管温度が摂氏10度以下に保たれる倉庫）」に該当する倉庫については、「一般用のもの」に比べて評価額算出における減価年数が短縮されます。

この改正に伴い、浦添市では、市内で倉庫を所有する事業所に「冷蔵倉庫の有無」についての聞き取り調査を行っていますが、まだ調査のお問い合わせがなく、該当すると思われる倉庫を所有されている方は、事前に実地調査等が必要となりますので、資産税課家屋係までご連絡をいただき、家屋調査へのご協力をお願いします。

#### 2 地価が下がっても、土地の税額が上がることについて

現在、土地にかかる固定資産税は、税負担の公平性の観点から、負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を平均化するための調整措置が講じられています。それは、負担水準が高い土地は、税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は、税負担を引き上げていく仕組みです。

したがって、地価が下落傾向にあっても、負担水準が低く、本来負担すべき税額までゆるやかに引き上げている過程にある土地は、負担調整措置により、税額が上がっています。

あなたのお持ちの土地が住宅用地で、負担水準が80%以上であれば、前年度の課税標準額が据え置かれ（昨年度の税額とほぼ同じ）、それより低い場合は、80%に達するまで、毎年評価額（住宅特例によりその6分の1の額）の5%程度が前年度の課税標準額に上乘せされ、税額が引き上げられます。（地方税法附則第18条）

各土地における負担水準については、納税通知書9～11ページの表で確認することができます。